

保 発 1 2 2 8 第 4 号
平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日

地 方 厚 生 (支) 局 長
都 道 府 県 知 事 } 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長

「保険者番号等の設定について」の一部改正について

標記について、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 3 0 号）の一部が平成 2 2 年 1 月 1 日より施行され、船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなることに伴い、別紙のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

1 1の(2)を次のように改める。

(2) 船員保険

船員保険の保険者番号については、平成21年12月7日庁保険発第1207001号によって定められた保険者番号をもって船員保険の保険者番号とすること。

2 別添の第1の4中「社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合においては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が」を「厚生労働省保険局が」に改める。

3 別添の第1の6中「、社会保険庁長官、都道府県知事」を「、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生(支)局」に改める。

(参考)

「保険者番号等の設定について」(昭和51年8月7日保発第45号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>1 保険者番号の設定について (2) 船員保険 <u>船員保険の保険者番号については、平成21年12月7日 庁保発第1207001号によって定められた保険者番号 をもって船員保険の保険者番号とすること。</u></p> <p>別添</p> <p>第1 保険者番号</p> <p>4 保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあつては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあつては厚生労働省保険局が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。)ごとに地方厚生(支)局が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。</p>	<p>1 保険者番号の設定について (2) 船員保険 <u>船員保険の保険者番号については、船員保険事務を取り扱う社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに、昭和51年6月17日庁文発第1781号通知別添参考「別に通知する日から使用する被保険者証等の課所名のうえに付する符号一覧」により示された符号をもって船員保険の保険者番号とすること。</u></p> <p>別添</p> <p>第1 保険者番号</p> <p>4 保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあつては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあつては社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。)ごとに地方厚生(支)局が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。</p>

6 保険者番号の管理は、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生（支）局、後期高齢者広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあっては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者にあっては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。

6 保険者番号の管理は、社会保険庁長官、都道府県知事、後期高齢者広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあっては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者にあっては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。